引き渡しに関する合意書

施主：●●●●（以下「甲」といいます。）と株式会社●●●●（以下「乙」といいます。）は、●●年●月●日に●●市の半導体工場で火災が発生したことに起因して半導体部品の供給が停止し、戸建て住宅向け太陽光発電システムに使用されるパワーコンディショナの乙に対する供給が今後も長期間遅延する見込みである状況（以下、「本件事情」といいます。）に鑑み、甲乙間で締結した●年●月●日付●●請負契約（以下「原契約」といい、原契約に基づく請負目的物を「本件建物」といいます。）に関し、下記のとおり合意しました。

記

１．乙は、甲に対し、本件建物に設置予定の太陽光発電システムに関する設備（以下、「本件太陽光発電システム」といいます。）の施工が完了しない状態であっても、原契約に基づく引渡日に、本件建物の引き渡しを完了するものとし、甲は、これを承諾します。

２．前項の場合、甲は、乙に対し、本件太陽光発電システムに関する請負代金額を除く請負代金●●●万円（消費税込み）を支払います。

３．甲及び乙は、本件事情の影響により、パワーコンディショナを含む太陽光発電システムが納期未定の状況にあることに鑑み，原契約に基づく引渡日を、本件太陽光発電システムについては，以下のとおり、変更します。

【変更前】　２０２●年●●月●●日

【変更後】　２０２●年●●月●●日

４．甲は、乙に対し、前項の引き渡しを受けた日から起算して●日以内に、本件太陽光発電システムに関する請負代金●●●万円（消費税込み）を支払います。

５．甲及び乙は、原契約に基づく契約不適合責任及び乙の甲に対する保証期間を、本件太陽光発電システムを除く本件建物については、第１項の引渡日から起算し、本件太陽光発電システムについては、第３項の引渡日から起算するものとすることを、相互に確認します。

６．甲は、乙に対し、本件事情が乙の不可抗力に該当することを確認し、次の各号に定める事項について一切異議を述べず、名目の如何を問わず賠償等を請求しないものとします。

⑴　固定価格買取制度の利用に関連して、本件太陽光発電システムの接続時期、発電開始時期若しくは売電開始時期等が変更となり、又は再申請等の追加の手続きを要することによって生じた、売買単価の差額分の逸失利益、手続き費用その他諸経費、本件建物に関する電気代又は売電期間の変更に伴う損害その他本件事情に起因する乙の損害

⑵　第３項の変更に伴う遅延損害金、慰謝料、その他一切の金銭請求

７．甲及び乙は、本合意書に定めのない事項については、原契約に基づき処理するものとします。

以上、合意書の成立を証するため、本合意書2通を作成し、甲乙が記名押印のうえ、各々1通を保有するものとします。

令和　　年　　月　　日

　　　　　　　　　　　　　　甲：

乙：